

守谷市教育委員会定例会 令和5年11月

1 日 時 令和5年11月24日（金） 午後1時30分～

2 場 所 守谷市役所 全員協議課室

3 出席者 教育長 町田 香
 教育長職務代理者 河原 健
 教育委員 萩谷 直美
 教育委員 椎名 和良
 教育委員 寺田 弘

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者
 教育部長 小林 伸稔
 教育部参事 古橋 雅文
 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子
 学校教育課長 前川 優子
 教育指導課長 直井 健治
 給食センター長 鈴木 林
 中央図書館長 平塚 恭子

6 傍聴人 なし

1	開会宣言	教育長	午後1時30分 開会を宣言
2	会議録署名委員の指名	教育長	会議録署名人に椎名委員を指名する。
3	議決事項	教育長	議案第47号「守谷市語学指導支援事業実施要綱の制定について」説明を求める。
		教育指導課長	本案は、外国籍の児童生徒が学校生活に適應できるよう、学校への支援を行うために必要な事項を定める要綱を制定するものです。 現在、市内に日本語指導が必要な児童生徒は8

	<p>名在籍しています。そのうち3名に、語学指導員2名を配置しています。</p> <p>内訳としましては、母国語がスペイン語の兄弟、小学校3年生の女の子と中学校2年生の男の子に対して1名と、母国語が中国語の中学校2年生の男子1名の合計3名に対して、語学指導員2名を配置しています。</p> <p>その他5名につきましては、1名が県のグローバルサポート事業といたしまして、筑波大のオンラインによる支援を行っております。ほか4名につきましては、守谷小学校の日本語通級指導教室にて支援させていただいております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>椎名委員</p>	<p>子供たちに配布されているタブレットには翻訳ソフトは入っているのか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>入れておりません。翻訳機が必要な場合には、翻訳機を別に購入して渡しております。</p>
<p>河原委員</p>	<p>子供に指導支援員がついて、それぞれの母国語もでき、日本語の指導もできる方がいるのか心配している。いい人を探してできるのがいいと思う。</p> <p>日本語指導は日本語で指導するカリキュラムがありますから、工夫して行っていただきたい。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第47号「守谷市語学指導支援事業実施要綱の制定について」採決をする。</p>
<p></p>	<p>全員賛成</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第48号「守谷市学校給食費取扱要綱の廃止について」説明を求める。</p>
<p>学校給食センター長</p>	<p>本案は、守谷市学校給食費に関する規則、令和</p>

	<p>6年4月1日施行に伴いまして、現在の守谷市学校給食費取扱要綱を廃止するものです。</p> <p>守谷市学校給食費取扱要綱、昭和60年8月28日、教育委員会規則第1号は、令和6年3月31日限り廃止するというものです。</p> <p>なお、学校給食センター運営委員会に諮問させていただきましたが、意見を申される委員もなく、異議がなく答申を頂いております。</p> <p>質疑無し</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第48号「守谷市学校給食費取扱要綱の廃止について」採決する。</p> <p>全員賛成</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第49号「守谷市学校給食費に関する規則の制定について」説明を求める。</p>
<p>学校給食センター長</p>	<p>本案は、現在、小中学校に委任している学校給食費の徴収事務を市が行えるよう、守谷市学校給食費に関する規則案について、令和5年10月26日、学校給食センター運営委員会へ諮問しております。同日、意見を申される委員もなく、異議がないことの答申を受け、守谷市学校給食費に関する規則についての制定をするものです。</p>
<p>椎名委員</p>	<p>月の途中で給食の提供を受けることを停止した日数が月のうち引き続き5日以上あった場合、学校給食費1食当たりの単価に喫食した日数を乗じて得た額というのがあって、5日以上何らかの理由で休んだ場合には、残りの日数は日割になるということか。</p> <p>また、インフルエンザや新型コロナウイルスに感染して、発熱した日1日とプラス5日で6日、それより延びた場合でが変更届を出した場合に、</p>

	<p>実際に適用されるのが2日後ということは、インフルエンザやそれでは、7条の(2)は該当しないということで理解したのだが、問題ないか。</p>
<p>学校給食センター長</p>	<p>インフルエンザ等では減免にはなりません。実際にその給食の提供ができたかどうかで、給食センターは考えております。用意してしまったかどうかという判断になります。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第49号「守谷市学校給食費に関する規則の制定について」採決する。</p> <p>全員賛成</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第50号「守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について」説明を求める。</p>
<p>学校給食センター長</p>	<p>本案は、昨年度、守谷市学校給食におけるアレルギー対応マニュアルを策定いたしました。食品表示基準の改正と1年間の運用を受けての改正について、令和5年10月26日、学校給食センター運営委員会へ諮問しましたが、同日、意見を申される委員もなく、異議がないことの答申を受け、守谷市学校給食におけるアレルギー対応マニュアルを改訂するものです。</p>
<p>椎名委員</p>	<p>進学先が区域外の場合は、進学先を給食センターへ連絡する。これは市内の移動の転校で、例えば大野小から黒内小に来た場合に連絡するというふうに捉えたのだが、法律の場合、区域外就学というのは市から市を飛び越える、守谷から取手みたいに進学するのは区域外と言うので、言葉的には、指定校以外というのが法的用語だとは思いますが。</p> <p>また、進学先が市外の場合、こちらが区域外、</p>

<p>学校給食センター長</p>	<p>市外という意味で、学校教育法施行令で定義していると思う。言葉の使い方を検討していただければと思う。</p> <p>こちらのアレルギーマニュアルは、法令等の審査を通すものではありませんで、訂正のほうさせていただきます。</p>
<p>河原委員</p>	<p>去年、初めてアレルギーのこのマニュアルができて、今年から一部アレルギー対応食も実施しています。事故を未然に防止するというのが何より大切だと思う。そのためには、このマニュアルができたが、センターはもちろん学校現場で事故防止の意識が高まったり、対応がしっかりなされるということが大変大事かなと思う。</p> <p>学校で取り組まなければならない対応について、教職員に十分周知されるようお願いしたい。このあたりは、センターからのお願いというよりも、教育委員会として、指導課が関わりながら、十分周知をしてもらって、事故が起きないようにしてほしい。</p> <p>それから意見として、ヒヤリハットの事例集だが、少し真剣に受け止めて研修に役立つような事例があるといいと思う。中身とか表現の仕方をちょっと考えていただけるといいと思う。</p>
<p>学校給食センター長</p>	<p>分かりやすい表現、教職員にも参考になるような事例を次回入れていきたいと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第50号「守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について」採決を行う。</p> <p>全員賛成</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第51号「守谷中央図書館大規模改修工事</p>

<p>中央図書館長</p>	<p>基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について」説明を求める。</p> <p>本案は、令和7年度から大規模改修工事に着手するため、令和6年度から設計業務を開始するに当たり、設計事業者を公募型プロポーザル方式により選定する守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務において提出された起案提案書等の適正な審査を行うため、守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会を設置し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>質疑無し</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第51号「守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について」採決を行う。</p> <p>全員賛成</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第52号「守谷市学校運営協議会設置運営規則の制定について」説明を求める。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>本案は、学校、保護者及び地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むために必要な支援に関して協議する機関として、守谷市学校運営協議会を設置し、運営するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47号の5に基づき規則を制定するものです。</p> <p>学校運営協議会については、学校や学校区に設置される組織で、その委員は、学校や地域の実情に合わせて教育委員会が任命することになり、特</p>

	<p>別職の地方公務員として学校と対等に協議を行うことができる立場になります。</p> <p>また、協議会の開催については、既に守谷市学校管理規則第17条の2、第4項にうたわれておりますが、今回の規則制定により具現化し、中学校区ごとの協議会を組織することで小中連携を深めるとともに、地域住民や団体等とも学校運営に関するビジョンを共有し、地域と共にある学校づくりを推進するものです。</p> <p>委員については、学校長等の教職員、保護者、地域住民等のほか、元学校長、教職員ですとか、地域の実情によっては、中学校区内の保育園、幼稚園、高等学校長など20名以内を選出し、任期は2年間になります。</p> <p>なお、規則の運用につきましては、全ての中学校区で一斉に行うものではなく、学校と地域の連携や組織運営を円滑に進めるための実証実験、モデル事業になるのですけれども、こちらを経て開始するもので、令和6年度においては、御所ヶ丘中学校区での運用を想定しています。</p> <p>それ以外の中学校区については、これまで同様、学校ごとに開催する学校運営協力員会議により、学校運営に関する意見を聞く形態を継続するようになります。</p>
<p>椎名委員</p>	<p>この協議会の大事な役割に、第6条、校長は点々、協議会の承認を得るものとする。教育課程、学校経営計画、組織編成とあるのだが、中学校区ごとにみんな集まって一緒に行うのか、別々に承認を得るのか。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>こちらは中学校区ごとで想定しております。今、御所ヶ丘中学校区でモデル事業をしているのですけれども、御所ヶ丘中学校区には中学校が1校と小学校が3校あるのですけれども、そちら、それぞれということではなくて、合同で運営協議</p>

	<p>会という形で行うことを想定しております。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第52号「守谷市学校運営協議会設置運営規則の制定について」採決を行う。</p> <p>全員賛成</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第53号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」及び第54号「令和5年度守谷市一般会計補正予算（第5号）教育委員会所管分」について公表前の情報に関する案件であるため、非公開としたい。</p> <p>異議なし</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第53号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」説明をもとめる。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。</p> <p>（教育部長による説明）</p> <p>議案第53号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」採決を行う。</p>

	<p>全員賛成</p> <p>教育長 議案第54号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和5年度守谷市一般会計補正予算（第5号）教育委員会分）」説明を求める。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。</p> <p>（教育部長による説明）</p>
	<p>教育長 議案第54号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和5年度守谷市一般会計補正予算（第5号）教育委員会分）」採決を行う。</p>
	<p>全員賛成</p> <p>教育長 報告第11号給食センター運営委員会答申について」説明を求める。</p> <p>学校給食センター長 議案48号から議案50号に関連しまして、教育委員会9月定例会において、学校給食センター運営委員会への諮問について可決いただいております。</p> <p>翌月、10月26日に学校給食センター運営委員会を開催し、別紙添付しましたとおり答申を頂きましたので、報告させていただきます。</p>
<p>閉会宣言</p>	<p>教育長 次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時 令和5年12月25日（月曜日） 午後1時30分～

	場所 守谷市役所 全員協議会室 午後 2 時 3 0 分閉会を宣言
--	--------------------------------------

会議録署名人	椎名 和良
--------	-------